

訴 状

平成 2 1 年 月 日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 吉 能 平

本籍 〒 - 〇〇県

住所 同 上

原 告 ○ ○ ○ ○

〒 1 0 4 - 0 0 6 1 東京都中央区銀座二丁目 8 番 5 号 石川ビル 5 階
銀座共同法律事務所 (送達場所)

T E L 0 3 - 3 5 6 4 - 0 0 2 0 F A X 0 3 - 3 5 6 4 - 4 7 5 0

原告訴訟代理人弁護士 吉 能 平

国 籍 ○ ○ ○ ○

最後の住所 〒 - 〇〇県

被 告 ○ ○ ○

離婚請求事件

訴訟物価額 金 1 6 0 万円

貼用印紙額 金 1 万 3 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 原告と被告とを離婚する。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告と被告は、平成 年 月 日、双方婚姻することに合意し、平成 年 月 日に婚姻届出、よって本邦法上の婚姻が成立した（甲第1号証）。
- 2 婚姻関係の成立により、原告と被告は、従来からの原告宅にて共同生活を開始するも、・・・・・・・・被告は、平成 年 月 日、自宅を出て、別居を開始した。原告と被告は話し合いを行ったが、被告には、もはや自宅に戻り、原告との共同生活を継続する意思のないことが明らかであった（民法第770条第1項第2号）。
- 3 その後被告は、原告と会おうともしなくなり、さらには、原告にとって被告の所在が不明となった。そこで原告は、平成 年 月 日、〇〇県警に対し、被告の搜索願を提出し、同日受理されている。
- 4 原告としても、被告とは、もはや婚姻を継続する意思を有していない。一方被告は、前述したとおり、婚姻を継続する意思の無いことが明確であったところ、現在所在不明である。それゆえ、上記諸般の事情をも併せて考慮すると、これ以上、当事者間の婚姻を継続するのは困難である重大な事由があると言える（民法第770条第1項第5号）。
- 5 よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり判決を求める次

第である。

- 6 なお、被告が現在行方不明であること等、本件の特殊性・複雑性に鑑みれば、本件は、調停による解決が期待できない特別な理由があり、事件を調停に付することが適当でない場合に該当するものと思料する（家事審判法第18条第2項但書）。

そこで、調停前置主義の例外として、訴訟を提起し、かつ、被告が行方不明である故、公示送達の申立を併せて行うものである。

以上

証 拠 方 法

甲第1号証

戸籍謄本

附 属 書 類

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲第1号証写し | 2通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 4 | 公示送達の申立書 | 1通 |